



NPO法人 SUNNY SIDE STANDARD 活動報告

子どもの夕刻を支える居場所の活動について

今日の話について

- 子どもの夕刻を支える居場所の活動の実際
- どうして、このような居場所が必要なのか
- 子どもたちの様子
- 活動を支える仕組み
- 活動を支えるために大事にしていること

NPO法人 SUNNY SIDE STANDARD とは？

- 子どもの夕刻をささえる居場所の活動を行う、NPO法人です。
- 毎週1回の子どもの夕刻を支える居場所の活動を中心に
太子町役場子育て支援課からの委託事業「子育て連携支援員による生活支援等事業」
特定相談支援事業、障がい児相談支援事業
を実施し、子どもを中心としてその家族の支援、障がい者や障がい児の支援をしています。

子どもの夕刻を支える居場所とは？

学校や放課後、児童クラブが終わってから夜にかけての時間や学校が休みの期間に、子どもたちが安心・安全に過ごせるような取り組みを行っている場の総称です。

子どもたちが夕刻を支える居場所に通うことで、保護者の夕刻も安心できる時間になればという思いが込められています。

(桃山学院大学 准教授 金澤ますみ)

子どもの夕刻を支える居場所の活動

- 毎週木曜日 18時半～21時 善久寺（地域のお寺）で実施
- こどもたちとスタッフ、ボランティアが 一緒に遊ぶ、みんなで夕ご飯を食べる、その中で、ダメなことをしたら叱る、いいことをしたらほめる、認める、うれしかったこと、嫌なことがあったら話を聞く、・・・などを行っています。常に大人が子どもたちのそばにいて見守りながら活動します。

本来なら、家庭でするようなことを実施しています。

季節ごとにBBQをしたり、流しソーメンをしたり

年に1, 2回、遠足に行ったり、蛍を見に行ったり、クリスマス会を実施したりなどの行事を行うこともあります。

どうして子どもの夕刻を支える居場所が必要なの？

学校から見える子どもの課題は、不登校、低学力、いじめ、非行、授業中落ち着いて学習できない、忘れ物が多い、、など様々です。

その背後には、貧困、保護者の精神的な病気や知的な課題により十分に養育ができない、保護者が仕事で忙しい、夫婦間のDV、育児を支えてくれる人が身近にいない、保護者が地域から孤立している、など、いろんな背景が複雑に絡み合っている場合が多いです。

子どもたちはいろんな事情のなかで、さびしい思いを抱いて生活しています。本来子どもたちは安心、安全な環境で育つことが大切です。

いろんな事情を抱えている子どもたちが元気で暮らしていくためには、大人に囲まれて、安心、安全に過ごせるような、ほっとできるような居場所が地域に必要です。

子どもは地域社会で育てていくことが大切なのです。

子どもたちはどのようにしてここに繋がるの？

この居場所はクローズドにしています。

誰でも来れる場所ではありません。

SSWと学校が相談して、この場を必要と考える子どもを決めます。

あるいは役場の子育て支援課と学校とで相談して、この場を必要と考える子どもを決めます。

子どもが決まったら「サニスタ」に学校か子育て支援課から受け入れ可能か相談があります。

受け入れ可能であれば、学校か子育て支援課が保護者にこの居場所の紹介をして子どもをつなげます。

学校や行政との連携について

居場所に参加している子どもたちは、複合的な課題を抱えており、ネットワークを組んで支援することが効果的であると考えられます。

そこで、学校や行政との連携が必要になってきます。

学校や行政と連携するには、個人情報のやり取りについての仕組み、方法を知っておくことが大切。

* 保護者の了解を得て、連携する。→大原則

* 法令の個人情報の共有のしくみにのっとり、
個人情報を共有する。

子どもたちの様子について

ここにきている子どもたちの保護者はいろいろな事情を抱えていて、一人一人ケアの必要な子どもたちばかりです。そのために子どもの人数と同じくらいの大人がいて、子どもに寄り添っています。

子どもたち一人一人にいていねいな関りをすることを目指して、子どもの定員は15名としています。

また、この場所は地域では公表していません。ここに来る子どもたちが「毎週、あそこに行っている子はいろいろな事情のある子ども」とまわりから受け取られると、来ることができなくなるかもと考えてのことです。

ここにきている子どもたちのことを理解していただくための地域への働きかけは、私たちの課題でもあります。

子どもたちとのかかわりを支えるために

活動を支える仕組みについて

- ①資金
- ②ボランティアの活動
- ③フードサイクルの取り組み

①資金

活動資金のベースは助成金

- * 大阪いずみ市民生協さんからの「とまとちゃん福祉基金」支援事業
- * ドコモ市民活動団体助成事業からの助成金
- * 太子町役場からの助成金
- * 本願寺 「子どもたちの笑顔のための募金」助成金

多くの方からの寄付

- * 寄付金
- * 大阪いずみ市民生協さんからのフードロスをなくすための食材提供
- * 地域の方々からの農産物、お菓子、おもちゃ、本や文房具、衣類などの物品の寄付

ボランティアの活動

①夕食づくり

メニュー決め、食材の買い物、調理、配膳

②こどもとのかかわり

子どもの送り迎え、居場所での子どもとのかかわり、こどもの支援計画会議への参加、行事の立案（遠足、クリスマス会など）

③食事の後片付け

夕食を食べた後の片付け、ゴミ出し

④事務の手伝い

寄付の記録

⑤フードサイクルの取り組み

食材の受け取り、配布のための種分け、家庭への配布、保護者の相談支援

居場所とボランティアを支える活動

- ① 子どもや家族への連絡（居場所への参加、欠席、居場所の開催の変更など）
- ② ボランティアの募集のための大学での授業、ボランティアのコーディネート、ボランティアへの連絡
- ③ 学校や行政、関係機関との連携
- ④ 助成金の申請や報告等の事務や連絡
- ⑤ 子どもを支援するための支援計画会議、行事などを計画する運営のための会議などの設定
- ⑥ NPO法人運営に関わる事務

フードサイクルの取り組み

- 大阪いずみ市民生協さんからの食材提供をうけて、

①居場所に来ている子どもの家庭の中で必要な家庭に週1回、食材を配布しています。

家庭の状況に応じて、「冷凍食品」中心に配布する場合、野菜やお肉などの生鮮食料品を渡す場合などの工夫をして配布しています。

ここで、保護者と会話することで保護者の悩みを聞くことができます。

②年始年末（行政の各機関が休みになる時期）、子ども自身にレトルト食材や缶詰など子ども自身で調理し食べることができる食品を渡して、子どもがおなかをすかせることがないようにしています。

活動を支えるために大事にしていること

- 子どもの権利条約
- 私たちの理念

子どもの権利条約

- 1989年 「世界のすべての子どもが持つ権利」として定めたもの
- 1994年に日本はこの条約に批准しました。
- 「子どもの権利条約」の4つの原則
 - ①命を守られ、成長できること
 - ②子どもにとって最もよいこと
 - ③意見を表明し参加できること
 - ④差別のないこと

この原則をベースにした子どもへのかかわりを行っています。

基本は「子どもとの対話」です。

私たちの理念

一人ぼっちにならず、夢と希望を持って、
陽の当る場所に当たり前にずっと立っていただける
子どもを育てる場所にします。